

産業廃棄物処分業許可申請書

(新規 ・ 更新 ・ 更新時変更)

令和 8 年 1 月 23 日

北海道知事 鈴木 直道 様

申請者

郵便番号 004-0866

住 所 札幌市清田区北野6条1丁目5番1号

株式会社 北海道山有

氏 名 代表取締役 掛川博樹

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 (011) 886 - 6551

FAX番号 (011) 886 - 6552

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲

(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

処分方法: ①肥料の製造 ②培地の製造

種 類: ①汚泥、動植物性残さ、廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿
②燃え殻、ばいじん

・石綿含有産業廃棄物: 含む ・ 含まない
・水銀使用製品産業廃棄物: 含む ・ 含まない
↳ 水銀回収義務: あるものを含む・ないものに限る
・水銀含有ばいじん等: 含む ・ 含まない
↳ 水銀回収義務: あるものを含む・ないものに限る
↓
種類 ()
※処分方法が2以上ある場合には、上記を複製し、記載すること。

事務所及び事業場の所在地

事務所 別記様式11のとおり

事業場 別記様式11のとおり

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。))を記載すること。)

別記様式13-1及び13-2のとおり

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記様式13-1のとおり



事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別記様式13-1及び13-2のとおり

※事 務 処 理 欄

産業廃棄物処理業 廃止
届出書
変更

令和 8 年 1 月 23 日

北海道知事

様

届出者

住 所 札幌市清田区北野6条1丁目5番1号

株式会社 北海道山有

氏 名 代表取締役 掛川博樹

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 (011) 886 - 6551

令和 3 年 2 月 27 日付け 第 00120124604 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について(廃止・変更)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。)	保管場所の保管量等変更 詳細は別紙新旧対照表のとおり	保管場所の保管量等変更 詳細は別紙新旧対照表のとおり

変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

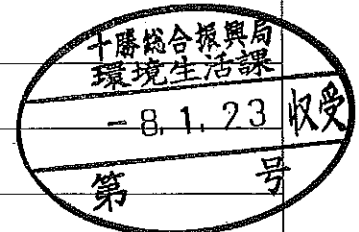
廃止又は
変更の理由

保管量等の見直しのため

備 考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日(法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30 日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)



収入証紙ちょう付用紙	
ち ょう 付 欄	  
	  
	  
	 
事 項	1 手数料の名称 産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料
	2 ちょう付金額 94,000 円
	3 その他の事項

令和 8 年 1 月 23 日申請

申請者 住所 北海道札幌市清田区北野 6 条 1 丁目 5 番 1 号

氏名 株式会社北海道山有
代表取締役 掛川 博樹
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

